

人事委員会年報

令和5年度

鳥取県人事委員会

目 次

第1部 人事委員会の組織と運営

第1章 人事委員会

一 人事委員会の設置	1
二 人事委員会の構成及び運営	1
三 人事委員会の権限	1
四 人事委員会の開催状況	2
五 人事委員会規則の制定・改廃	6
六 条例の制定・改廃に関する意見の申し出	8

第2章 事務局

一 組織	9
二 事務分掌	9

第2部 人事委員会の業務

第1章 職員の任用

一 任用制度の概説	10
1 任用の意義、種類	10
2 任用の根本基準	10
3 採用の方法	10
二 採用試験等の状況	10
1 採用試験	10
2 昇任試験	20
3 選考による任用	20
三 育休任期付職員制度	21
四 任期付職員制度	22
五 任期付研究員制度	22
六 外国の地方公共団体の機関等への職員派遣制度（海外派遣制度）	23
七 公益的法人等への職員派遣制度	23
八 臨時的任用	23

第2章 職員の給与

一 職員給与の実態	24
二 民間給与の実態	25
三 職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告	28

第3章 職員の勤務時間、休日及び休暇並びに服務

一 概説	31
二 勤務時間、休日及び休暇	31
三 職務に専念する義務の特例	32
四 県費負担教職員の特別休暇の特例	32

第4章 職員の福祉及び利益の保護	
一 概説	33
二 厚生福利及び公務災害補償制度	33
三 勤務条件に関する措置要求	33
1 措置要求の意義	33
2 措置要求事案の取扱状況	33
四 不利益処分に関する審査請求	33
1 審査請求の意義	33
2 審査請求事案の取扱状況	33
五 職員からの苦情処理	34
1 苦情処理の意義	34
2 苦情申出事案の取扱状況	34
第5章 職員団体	
一 概説	35
二 職員団体の登録	35
1 登録の意義及び効果	35
2 登録職員団体	35
3 令和5年度の職員団体登録申請取扱件数	36
三 管理職員等の範囲の指定	36
第6章 労働基準監督	
一 概説	37
二 労働基準監督の職権行使の区分	37
1 人事委員会が職権を行使する機関	37
2 労働基準監督署長が職権を行使する機関	38
三 労働基準監督の職権の内容	39
1 労働基準法に基づく職権	39
2 労働安全衛生法に基づく職権	39
四 令和5年度の取組状況	40
1 労働基準監督事項の取扱状況	40
2 その他	41
五 令和5年度のボイラー及び第一種圧力容器設置状況	41
第7章 公平委員会の事務の受託	
一 概説	42
二 受託団体	42
1 町村	42
2 一部事務組合	43
3 広域連合	43
三 受託事務の内容	43
四 受託事務の取扱状況	44
1 措置要求事案の取扱状況	44
2 審査請求事案の取扱状況	44
3 苦情申出事案の取扱状況	44
4 職員団体の登録状況	44
5 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律に基づく規約の認証について	45
6 管理職員等の範囲の指定の状況	45
人事委員会委員・事務局職員名簿	46

第1部 人事委員会の組織と運営

第1章 人事委員会

一 人事委員会の設置

昭和26年6月12日（地方公務員法第7条第1項、鳥取県人事委員会設置条例）

二 人事委員会の構成及び運営

（1）構成

3人の委員で組織する合議制の行政委員会である。（地方公務員法第9条の2第1項）

（2）委員の選任

議会の同意を得て、知事が選任する。（地方公務員法第9条の2第2項）

（3）委員の任期

4年（地方公務員法第9条の2第10項）

（4）委員長

委員のうちから選挙され、委員会を代表する。（地方公務員法第10条）

（5）議事

委員会は委員全員の出席によって開催し、議事は出席委員の過半数で決する。（地方公務員法第11条）

三 人事委員会の権限

地方公務員法の規定に基づき、次の事務を処理する。

- ・ 人事行政に関する調査、人事記録に関する管理及びその他人事に関する統計報告の作成
- ・ 人事評価、給与、勤務時間、厚生福利制度等に関する研究及びその成果の議会、長、任命権者への提出
- ・ 職員に関する条例の制定・改廃についての議会及び長への意見の申し出
- ・ 人事行政の運営に関する任命権者への勧告
- ・ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する議会及び長に対する報告及び勧告
- ・ 競争試験又は選考の実施
- ・ 給与の支払の監理
- ・ 勤務条件に関する措置の要求の審査
- ・ 不利益処分に関する審査請求の審査
- ・ 職員の苦情処理
- ・ 法律又は条例に基づく事項に関する人事委員会規則の制定
- ・ 臨時的任用の承認
- ・ 再就職した元職員の働きかけ規制違反に対する監視
- ・ 職員団体の登録、登録の効力の停止及び取消し、解散の届出の受理
- ・ 登録職員団体の法人となる旨の申出の受理
- ・ 労働基準監督機関としての職権の行使

四 人事委員会の開催状況

回	年 月 日	議 事
1	令和5.4.19	議案第1号 解雇予告除外認定について 議案第2号 鳥取県職員採用試験（令和6年4月採用予定 大学卒業程度（機械））の実施について 議案第3号 個人情報保護条例の改正に伴う告示（成績開示関係）に係る専決処分の承認について 議案第4号 令和5年職種別民間給与実態調査の実施について 議案第5号 人事委員会規則の一部改正について（公平委員会事務委託地方公共団体の管理職員等範囲規則関係） 議案第6号 職員の職務に専念する義務の免除の承認に係る専決処分の承認について 議案第7号 勤務条件に関する措置要求の受理について 報告第1号 2023年度給与勧告等に関する要求書について
2	令和5.5.24	議案第1号 鳥取県職員採用試験（令和6年4月採用予定 大学卒業程度（事務（キャリア総合コース）））の第1次試験合格者の決定について 議案第2号 鳥取県警察官採用試験（令和6年4月採用予定 警察官A・B（1回目））の第1次試験合格者の決定について 議案第3号 鳥取県職員採用試験（令和6年4月採用予定 民間企業等経験者対象）の実施について 議案第4号 鳥取県職員採用試験（令和5年度実施 氷河期世代チャレンジ枠）の実施について 議案第5号 鳥取県職員採用試験（令和6年4月採用予定 高校卒業程度、短大卒業程度）の実施について 議案第6号 鳥取県職員採用試験（令和6年4月採用予定 障がい者対象（身体、精神）・高校卒業程度）の実施について 議案第7号 鳥取県警察官採用試験（令和6年4月採用予定 警察官A・B（2回目））の実施について 議案第8号 選考により採用する職に係る承認について（学芸員） 議案第9号 選考により採用する職に係る承認について（医療技術職） 議案第10号 人事委員会通知の廃止に係る専決処分の承認等について 議案第11号 人事委員会定めの一部改正について（給料表適用範囲関係）
3	令和5.6.14	議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について 議案第2号 人事委員会規則の改正について（給与の支給関係） 議案第3号 勤務条件に関する措置要求の却下の決定について
4	令和5.6.22	議案第1号 鳥取県職員採用試験（令和6年4月採用予定 大学卒業程度（事務（キャリア総合コース）））の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について 議案第2号 「2023年度給与勧告等に関する要求書」に対する回答について
5	令和5.6.30	議案第1号 鳥取県職員採用試験（令和6年4月採用予定 大学卒業程度（事務（キャリア総合コース）以外））の第1次試験合格者

回	年 月 日	議 事
		<p>の決定について</p> <p>議案第2号 職員の採用選考について</p> <p>議案第3号 人事委員会規則等の一部改正について（組織改正等関係）</p> <p>議案第4号 令和5年（措）第1号事案に係る判定について</p> <p>議案第5号 勤務条件に関する措置要求の受理について</p>
6	令和5.8.9	<p>議案第1号 鳥取県職員採用試験（令和6年4月採用予定 大学卒業程度（事務（キャリア総合コース）以外））の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について</p> <p>議案第2号 鳥取県職員採用試験（令和6年4月採用予定 大学卒業程度（追加募集：事務、技術・専門職））の実施について</p> <p>議案第3号 選考により採用する職に係る承認について（船舶乗組員）</p> <p>議案第4号 管理職手当の区分の承認に係る専決処分の承認について</p> <p>議案第5号 公益通報処理通則要綱の一部改正に係る専決処分の承認について</p> <p>報告第1号 鳥取県警察官採用試験（令和6年4月採用予定 警察官A・B（1回目））の採用候補者の決定について</p> <p>報告第2号 国家公務員の給与等に関する人事院勧告等の概要について</p>
7	令和5.8.23	<p>議案第1号 人事委員会告示の一部改正について（選考により採用する職関係）</p> <p>議案第2号 選考により採用する職に係る承認について（知的障がい者）</p> <p>議案第3号 選考により採用する職に係る承認について（理学療法士）</p> <p>議案第4号 選考により採用する職に係る承認について（船舶乗組員）</p> <p>報告第1号 鳥取県職員採用試験（令和6年4月採用予定 大学卒業程度（警察行政））の採用候補者の決定について</p>
8	令和5.9.1	<p>議案第1号 宿日直勤務の許可について</p> <p>報告第1号 2023年度給与勧告等に関する要求書について</p>
9	令和5.9.8	<p>議案第1号 鳥取県職員採用試験（令和6年4月採用予定 民間企業等経験者対象）の第1次試験合格者の決定について</p> <p>議案第2号 鳥取県職員採用試験（令和5年度実施 氷河期世代チャレンジ枠）の第1次試験合格者の決定について</p> <p>議案第3号 人事委員会規則の一部改正について（組織改正関係）</p>
10	令和5.9.20	<p>議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について</p> <p>議案第2号 人事委員会規則等の一部改正について（更年期障害休暇関係）</p>
11	令和5.9.28	<p>議案第1号 鳥取県警察官採用試験（令和6年4月採用予定 警察官A・B（2回目））の第1次試験合格者の決定について</p>
12	令和5.10.4	<p>議案第1号 鳥取県職員採用試験（令和6年4月採用予定 高校卒業程度、短大卒業程度）の第1次試験合格者の決定について</p> <p>議案第2号 「2023年度給与勧告等に関する要求書」に対する回答について</p> <p>議案第3号 職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報</p>

回	年 月 日	議 事
		告について
13	令和5.10.16	<p>議案第1号 鳥取県職員採用試験（令和5年度実施 氷河期世代チャレンジ枠）の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について</p> <p>議案第2号 鳥取県職員採用試験（令和6年4月採用予定 民間企業等経験者対象）の採用候補者の決定について</p> <p>議案第3号 選考により採用する職に係る承認について（歯科衛生士）</p> <p>議案第4号 人事委員会規則等の一部改正について（ふるさと応援休暇関係）</p> <p>議案第5号 解雇予告除外認定について</p> <p>議案第6号 「職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告」の参考資料の訂正について</p>
14	令和5.10.26	<p>議案第1号 鳥取県職員採用試験（令和6年4月採用予定 高校卒業程度、短大卒業程度）の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について</p> <p>議案第2号 選考により採用する職に係る承認について（保育士）</p> <p>報告第1号 鳥取県職員採用試験（令和5年度実施 氷河期世代チャレンジ枠（警察行政））の採用候補者の決定について</p>
15	令和5.11.8	<p>議案第1号 鳥取県職員採用試験（令和6年4月採用予定 障がい者対象（身体、精神）・高校卒業程度）の第1次試験合格者の決定について</p> <p>議案第2号 鳥取県職員採用試験（令和6年4月採用予定 大学卒業程度（追加募集：事務、技術・専門職））の第1次試験合格者の決定について</p>
16	令和5.11.28	<p>議案第1号 鳥取県職員採用試験（令和6年4月採用予定 大学卒業程度（追加募集：事務、技術・専門職））の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について</p> <p>報告第1号 鳥取県職員採用試験（令和6年4月採用予定 高校卒業程度（警察行政））の採用候補者の決定について</p>
17	令和5.12.4	<p>議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について</p> <p>報告第1号 鳥取県警察官採用試験（令和6年4月採用予定 警察官A・B（2回目））の採用候補者の決定について</p> <p>報告第2号 職員からの苦情相談について【事案番号5年－1号】</p> <p>報告第3号 職員からの苦情相談について【事案番号5年－2号】</p>
18	令和5.12.8	<p>議案第1号 鳥取県職員採用試験（令和6年4月採用予定 障がい者対象（身体、精神）・高校卒業程度）の採用候補者の決定について</p> <p>議案第2号 選考により採用する職に係る承認について（医療技術職）</p> <p>報告第1号 職員からの苦情相談について【事案番号5年－3号】</p>
19	令和5.12.22	<p>議案第1号 人事委員会規則等の改正及び定め の制定について（勧告関係）</p>

回	年 月 日	議 事
		議案第 2 号 職員の採用選考について 報告第 1 号 鳥取県職員採用試験（令和 6 年 4 月採用予定 障がい者対象（警察行政）・高校卒業程度）の採用候補者の決定について
20	令和6. 1. 11	議案第 1 号 職員の職務に専念する義務の免除等について
21	令和6. 1. 24	議案第 1 号 令和 6 年度鳥取県職員及び警察官採用試験の実施計画について 報告第 1 号 職員からの苦情相談について【事案番号 5 年－ 4 号】
22	令和6. 2. 2	議案第 1 号 鳥取県職員採用試験（令和 7 年 4 月採用予定 大学卒業程度）の実施について 議案第 2 号 鳥取県職員採用試験（令和 6 年度実施 氷河期世代チャレンジ枠）の実施について 議案第 3 号 鳥取県警察官採用試験（令和 7 年 4 月採用予定 警察官 A・B（1 回目））の実施について 議案第 4 号 職員の採用選考について 報告第 1 号 職員からの苦情相談について【事案番号 5 年－ 5 号】
23	令和6. 2. 27	議案第 1 号 条例改正に対する本委員会の意見について 議案第 2 号 人事委員会規則の一部改正について（組織改正関係） 議案第 3 号 人事委員会規則の一部改正について（給与勧告関係） 議案第 4 号 選考により採用する職に係る承認について（獣医師） 議案第 5 号 選考により採用する職に係る承認について（心理カウンセラーの職） 議案第 6 号 選考により採用する職に係る承認について（薬剤師）
24	令和6. 3. 18	議案第 1 号 職員の採用選考について 議案第 2 号 選考により採用する職に係る承認について（児童指導員） 議案第 3 号 人事委員会規則等の一部改正について（勤務時間関係） 議案第 4 号 職員の職務に専念する義務の免除について 議案第 5 号 管理職手当の区分の承認に係る専決処分の承認について 議案第 6 号 人事委員会規則等の一部改正について（特殊勤務手当関係） 報告第 1 号 令和 5 年度事業場調査の結果について
25	令和6. 3. 22	議案第 1 号 人事委員会規則等の一部改正について（給与関係） 議案第 2 号 人事委員会規則等の一部改正について（組織改正等関係） 議案第 3 号 人事委員会規則等の一部改正について（勤務時間関係） 議案第 4 号 人事委員会規則等の一部改正について（人事委員会関係） 議案第 5 号 宿直勤務の許可について 議案第 6 号 令和 5 年（措）第 2 号事案に係る判定について

五 人事委員会規則の制定・改廃

公布年月日	規則番号	規 則 名	概 要
令和5.4.21	31	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	関係町村等の行政組織の改正に伴う改正
令和5.6.16	32	職員等の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う改正
令和5.6.16	33	警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う改正
令和5.7.7	34	警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う改正
令和5.7.13	35	鳥取県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
令和5.7.13	36	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
令和5.7.13	37	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
令和5.7.13	38	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
令和5.7.13	39	職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
令和5.9.15	40	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
令和5.9.15	41	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
令和5.9.15	42	職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
令和5.9.26	43	職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	特別休暇（更年期障害休暇）の新設に伴う改正
令和5.10.20	44	職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則	特別休暇（ふるさと応援休暇）の新設に伴う改正
令和5.12.26	45	職員等の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例の一部改正に伴う改正（勧告関係）
令和5.12.26	46	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例の一部改正に伴う改正（勧告関係）

令和5.12.26	47	初任給調整手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例の一部改正に伴う改正（勧告関係）
令和5.12.26	48	期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例の一部改正に伴う改正（勧告関係）
令和6.2.27	1	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
令和6.2.27	2	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
令和6.2.27	3	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
令和6.2.27	4	職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
令和6.3.1	5	職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例の一部改正に伴う改正（勧告関係）
令和6.3.26	6	職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う改正
令和6.3.26	7	義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う改正
令和6.3.26	8	職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	勤務医の時間外勤務の上限規制の導入等に伴う改正
令和6.3.29	9	給料表の適用範囲に関する規則	表形式による表記に改めること等に伴う全部改正
令和6.3.29	10	職員等の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例の一部改正に伴う改正
令和6.3.29	11	職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
令和6.3.29	12	職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
令和6.3.29	13	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
令和6.3.29	14	鳥取県人事委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則	任用課と給与課の分掌事務等の改正
令和6.3.29	15	期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与に関する条例の一部改正に伴う改正
令和6.3.29	16	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
令和6.3.29	17	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	関係町村等の行政組織の改正に伴う改正

令和6.3.29	18	職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	2週間以上の期間にわたり療養を要する負傷をし、又は疾病にかかった子について、特別休暇（子の看護休暇）の対象となる年齢を15歳から18歳に引き上げることに伴う改正
令和6.3.29	19	職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
令和6.3.29	20	地域手当に関する規則の一部を改正する規則	引用する条項等に係る所要の改正
令和6.3.29	21	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の特例を定める規則の一部を改正する規則	関係町村等の行政組織の改正に伴う改正

六 条例の制定・改廃に関する意見の申し出

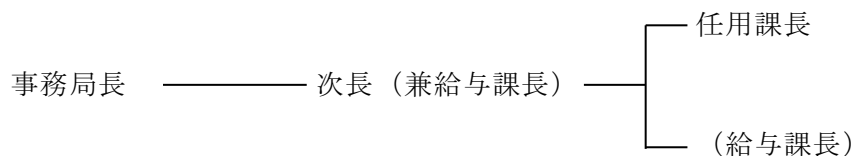
地方公務員法第5条第2項の規定により、令和5年度に議会から意見を求められた条例案は次のとおりである。

照会年月日 回答年月日	条 例 案 名	意見
令和5年6月9日	<ul style="list-style-type: none"> 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 	異議なし
令和5年6月14日		
令和5年9月19日	<ul style="list-style-type: none"> 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 	異議なし
令和5年9月20日		
令和5年11月30日	<ul style="list-style-type: none"> 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 	異議なし
令和5年12月4日		
令和6年2月21日	<ul style="list-style-type: none"> 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 	異議なし
令和6年2月27日	<ul style="list-style-type: none"> 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 	本来想定したところとは言い難い措置を講ずるものであるが、やむを得ないものと理解する。なお、慎重に運用されることを望む。

第2章 事務局

一 組織（令和5年4月1日現在）

職員定数 11人 現員 11人



二 事務分掌

課 名	事 務 分 掌
任 用 課	1 任用、服務及び退職管理制度に関すること。 2 職員採用試験及び選考に関すること。 3 職員の分限及び懲戒に関すること。 4 不利益処分に係る審査請求の審査に関すること。 5 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関すること。 6 公平委員会事務の受託事務に関すること。 7 事務局の人事、予算、決算、経理に関すること。
給 与 課	1 給与並びに勤務時間及び休暇制度に関すること。 2 給与に関する報告及び勧告に関すること。 3 給与の支払監理に関すること。 4 職員給与及び民間給与の実態調査に関すること。 5 職員団体に関すること。 6 旅費に関すること。 7 労働基準監督機関の職権の行使に関すること。 8 勤務条件に関する措置の要求の審査に関すること。 9 職員からの苦情の処理に関すること。

第2部 人事委員会の業務

第1章 職員の任用

一 任用制度の概説

1 任用の意義、種類

任用とは、特定の者を特定の職につけることで、採用、昇任、降任、転任の4種類がある（地方公務員法第17条第1項）。

2 任用の根本基準

① 全ての国民は、任用に際して、人種、信条、性別、社会的身分、門地、政治的意見等によって差別されてはならない（地方公務員法第13条）。

② 任用は、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行われなければならない（地方公務員法第15条）。

3 採用の方法

競争試験及び選考の2種類がある（地方公務員法第17条の2）。

二 採用試験等の状況

1 採用試験

(1) 令和5年度の特徴

○大学卒業程度（技術・専門職）について第一次試験で実施していた教養試験を廃止し、年齢要件の上限を35歳（採用予定年度の4月1日時点）から40歳に引き上げた（獣医師選考は従来どおり50歳）。

○大学卒業程度（技術・専門職）について募集開始時期を従来の4月下旬から3月1日に早め、申込期間を拡大した。

○高校卒業程度・短大卒業程度について採用候補者発表日を早め、従来の11月上旬から10月下旬とした。

(2) 令和5年度の採用試験実施状況

① 実施概要

試験の種類	職 種	受験資格 (年齢要件)	試 験 科 目	
			第1次試験	第2次試験
県職員 (大卒程度)	事務 (一般コース) (総合分野コース) (キャリア総合コース) 社会福祉 (福祉コース) (心理コース) (手話コース) 薬剤師 (公衆衛生コース) 総合化学 (食品化学コース) 保健師 農業 林業 土木 畜産 建築 電気 機械 警察行政	<u>事務、警察行政</u> 22歳以上35歳以下 <u>薬剤師、保健師</u> 40歳以下 <u>その他の職種</u> 22歳以上40歳以下(飛)	<u>事務、警察行政以外</u> 専門試験(択一式) 論文試験 適性試験 <u>事務(一般コース)</u> 教養試験(択一式) 専門試験(択一式) 論文試験 適性検査 <u>事務(総合分野コース)</u> 教養試験(択一式) エントリーシート試験 論文試験 適性検査 <u>事務(キャリア総合コース)</u> 基礎能力試験(択一式) アピールシート試験 適性検査 <u>警察行政</u> 教養試験(択一式) 論文試験 適性検査	人物試験
	<u>追加募集</u> 事務 (総合分野コース) 社会福祉 (福祉コース) 総合化学 (食品化学コース) 保健師 林業 土木 畜産 電気	<u>事務</u> 22歳以上35歳以下 <u>保健師</u> 40歳以下 <u>その他の職種</u> 22歳以上40歳以下(飛)	<u>事務(総合分野コース)</u> <u>以外</u> 専門試験(択一式) 論文試験 適性検査 <u>事務(総合分野コース)</u> 教養試験(択一式) エントリーシート試験 論文試験 適性検査	人物試験

県職員 (民間企業等 経験者対象)	事務	59歳以下	基礎能力試験(択一式) アピールシート試験 適性検査	人物試験
県職員 (氷河期世代 チャレンジ枠)	事務 土木 警察行政	33歳以上52歳以下	事務・警察行政 基礎能力試験(択一式) 論文試験 適性検査 土木 基礎能力試験(択一式) 専門試験(択一式) 論文試験 適性検査	人物試験
県職員 (短卒程度)	保育士 司書	35歳以下	教養試験(択一式) 専門試験(択一式) 作文試験 適性検査	人物試験
県職員 (高卒程度)	事務 土木 警察行政	18歳以上21歳以下	警察行政以外 教養試験(択一式) 専門試験(択一式) 作文試験 適性検査 ※専門試験は土木のみ 警察行政 教養試験(択一式) 作文試験 適性検査	人物試験
県職員 (障がい者 対象(身体、 精神))	事務 (身体障がい) 事務 (精神障がい)	18歳以上39歳以下	教養試験(択一式) 作文試験 適性検査	人物試験
	警察行政(身体障がい・精神障がい)	18歳以上39歳以下	教養試験(択一式) 作文試験 適性検査	人物試験

警察官 (警察官A)	1回目 男性 女性 武道／柔道 武道／剣道 サイバー犯罪捜査官 チャレンジコース	サイバー犯罪捜査官以外 35歳以下 サイバー犯罪捜査官 38歳以下	男性、女性 教養試験（択一式） 適性検査 資格加点 武道、サイバー犯罪捜査官 教養試験（択一式） 適性検査 チャレンジコース 基礎能力試験（択一式） 適性検査	人物試験 論文試験 身体検査 体力検査 実 技 専門試験 ※実技は武道のみ ※専門試験はサイバー犯罪捜査官のみ
	2回目 男性 女性 チャレンジコース			
警察官 (警察官B)	1回目 チャレンジコース	18歳以上35歳以下	チャレンジコース以外 教養試験（択一式） 適性検査 資格加点 チャレンジコース 基礎能力試験（択一式） 適性検査	人物試験 作文試験 身体検査 体力検査
	2回目 男性 女性			

※受験資格について、職種により年齢要件以外に特定の資格や免許等の必要なものがある。
 ※（飛）は、飛び級・飛び入学による卒業見込者も受験可能なものについて記載している。
 ※第1次試験で実施した論(作)文試験及び適性検査は、第2次試験で評価・判定を行った。
 （事務（身体障がい、精神障がい）、警察行政（身体障がい、精神障がい）の作文試験は、第1次試験で評価。）

② 実施日程

試験の種類	職 種	受付期間	第1次試験	第1次合格発表	第2次試験	採用候補者発表
県職員 (大卒程度)	事務 (キャリア総合コース)	3月1日 ～ 4月4日	5月14日	5月24日	6月8日 ～13日 (土日含む)	6月22日

県職員 (氷河期世代 チャレンジ枠)	事務 土木 警察行政	6月27日 ～ 7月25日	8月27日	9月 8日	警察行政以外 9月30日 ～ 10月 1日 (土日含む) 警察行政 10月 6日	警察行政以外 10月16日 警察行政 10月24日
県職員 (短卒程度)	保育士 司書	7月28日 ～ 8月28日	9月24日	10月 4日	10月17日 ～20日	10月26日
県職員 (高卒程度)	事務 土木 警察行政	7月28日 ～ 8月28日	9月24日	10月 4日	警察行政以外 10月17日 ～20日 警察行政 10月27日	警察行政以外 10月26日 警察行政 11月16日
県職員 (障がい者 対象(身体、 精神))	事務 (身体障がい) 事務 (精神障がい)	8月25日 ～ 9月13日	10月22日	11月 8日	11月29日	12月 8日
	警察行政 (身体障がい・精 神障がい)	8月25日 ～ 9月13日	10月22日	11月 8日	12月 1日	12月11日
警察官 (警察官A)	1回目 男性 女性 武道/柔道 武道/剣道 サイバー犯罪捜査官 チャレンジコース	3月17日 ～ 4月17日	5月14日	5月24日	6月26日 ～28日	7月27日
	2回目 男性 女性 チャレンジコース	7月28日 ～ 8月28日	9月17日	9月28日	10月30日 ～ 11月 1日	11月27日
警察官 (警察官B)	1回目 チャレンジコース	3月17日 ～ 4月17日	5月14日	5月24日	6月26日 ～28日	7月27日

	2回目 男性 女性	7月28日 ～ 8月28日	9月17日	9月28日	10月30日 ～ 11月 1日	11月27日
--	-----------------	---------------------	-------	-------	-----------------------	--------

③ 実施結果 ※採用予定者数は、採用候補者発表時点のもの。表中の()は女性の内数(任意記載による)。

(ア) 県職員採用試験(大学卒業程度)

職 種	実施決定時 採用予定者数	採 用 予定者数	申込者数 (人)	第1次試験受験者数 (人)	採用候補者数 (人)	受験競争率 (倍)	採用者数 (人)	
当初 募集	事務 (一般コース)	25名程度	31名程度	110	83 (37)	31 (16)	2.7	25
	事務 (総合分野コース)	10名程度	12名程度	44	27 (14)	12 (7)	2.3	10
	事務 (キャリア総合コース)	20名程度	33名程度	194	136 (65)	33 (20)	4.1	24
	社会福祉 (福祉コース)	2名程度	2名程度	18	17 (10)	2 (1)	8.5	2
	社会福祉 (心理コース)	1名程度	1名程度	3	3 (2)	1 (1)	3.0	1
	社会福祉 (手話コース)	1名程度	1名程度	4	4 (3)	1 (1)	4.0	1
	薬剤師 (公衆衛生コース)	1名程度	2名程度	3	3 (1)	2 (1)	1.5	2
	総合化学 (食品化学コース)	1名程度	0名	6	0 (0)	0 (0)	-	-
	保健師	2名程度	1名程度	10	8 (7)	1 (1)	8.0	1
	農業	7名程度	12名程度	34	26 (6)	12 (3)	2.2	12
	林業	4名程度	5名程度	18	13 (5)	5 (3)	2.6	2
	土木	23名程度	10名程度	23	18 (4)	10 (1)	1.8	8
	畜産	5名程度	4名程度	8	6 (5)	4 (4)	1.5	3
	建築	2名程度	3名程度	10	6 (2)	3 (1)	2.0	3
	電気	5名程度	1名程度	6	4 (0)	1 (0)	4.0	1
	機械	1名程度	1名程度	1	1 (0)	1 (0)	1.0	1
警察行政	1名程度	1名程度	15	10 (6)	1 (1)	10.0	1	
小計	111名程度	120名程度	507	365 (167)	120 (61)	3.0	97	
追加 募集	事務 (総合分野コース)	2名程度	6名程度	90	45 (15)	6 (5)	7.5	5
	社会福祉 (福祉コース)	1名程度	1名程度	10	9 (4)	1 (1)	9.0	1
	総合化学 (食品化学コース)	1名程度	2名程度	3	3 (2)	2 (1)	1.5	2
	保健師	3名程度	1名程度	5	3 (1)	1 (1)	3.0	1
	林業	4名程度	1名程度	8	7 (1)	1 (1)	7.0	1
	土木	15名程度	2名程度	8	4 (0)	2 (0)	2.0	2
	畜産	1名程度	1名程度	1	1 (1)	1 (1)	1.0	1
	電気	4名程度	2名程度	3	3 (0)	2 (0)	1.5	2
計	142名程度	136名程度	635	440 (191)	136 (71)	3.2	112	

(イ) 県職員採用試験(民間企業等経験者対象)

職 種	実施決定時 採用予定者数	採 用 予定者数	申込者数 (人)	第1次試験受験者数 (人)	採用候補者数 (人)	受験競争率 (倍)	採用者数 (人)
事務	5名程度	7名程度	145	110 (34)	7 (2)	15.7	6
計	5名程度	7名程度	145	110 (34)	7 (2)	15.7	6

(ウ) 県職員採用試験(水河期世代チャレンジ枠)

職 種	実施決定時 採用予定者数	採 用 予定者数	申込者数 (人)	第1次試験受験者数 (人)	採用候補者数 (人)	受験競争率 (倍)	採用者数 (人)
事務	2名程度	3名程度	106	68 (31)	3 (2)	22.7	3
土木	2名程度	1名程度	6	4 (0)	1 (0)	4.0	1
警察行政	1名程度	0名	31	21 (10)	0 (0)	—	—
計	5名程度	4名程度	143	93 (41)	4 (2)	23.3	4

(エ) 県職員採用試験(短大卒業程度)

職 種	実施決定時 採用予定者数	採 用 予定者数	申込者数 (人)	第1次試験受験者数 (人)	採用候補者数 (人)	受験競争率 (倍)	採用者数 (人)
保育士	2名程度	1名程度	1	1 (0)	1 (0)	1.0	1
司書	1名程度	1名程度	18	14 (12)	1 (1)	14.0	1
計	3名程度	2名程度	19	15 (12)	2 (1)	7.5	2

(オ) 県職員採用試験(高校卒業程度)

職 種	実施決定時 採用予定者数	採 用 予定者数	申込者数 (人)	第1次試験受験者数 (人)	採用候補者数 (人)	受験競争率 (倍)	採用者数 (人)
事務	10名程度	13名程度	49	40 (17)	13 (5)	3.1	11
土木	6名程度	6名程度	8	8 (1)	6 (0)	1.3	5
警察行政	1名程度	1名程度	8	8 (7)	1 (1)	8.0	1
計	17名程度	20名程度	65	56 (25)	20 (6)	2.8	17

(カ) 県職員採用試験(障がい者対象(身体、精神)・高校卒業程度)

職 種	実施決定時 採用予定者数	採 用 予定者数	申込者数 (人)	第1次試験受験者数 (人)	採用候補者数 (人)	受験競争率 (倍)	採用者数 (人)
事務 (身体障がい)	1名程度	0名	1	1 (1)	0 (0)	—	—
事務 (精神障がい)	1名程度	1名程度	13	11 (3)	1 (0)	11.0	1
警察行政 (身体障がい・ 精神障がい)	1名程度	0名	6	5 (3)	0 (0)	—	—
計	3名程度	1名程度	20	17 (7)	1 (0)	17.0	1

(キ)警察官採用試験(警察官A)

試験区分	実施決定時 採用予定者数	採用 予定者数	申込者数 (人)	第1次受験者数 (人)	採用候補者数 (人)	受験競争率 (倍)	採用者数 (人)
1 回 目	男性	12名程度	42	34	6	5.7	3
	女性	2名程度	13	10	2	5.0	1
	武道/柔道	1名程度	0名	0	0 (0)	-	-
	武道/剣道	1名程度	0名	0	0 (0)	-	-
	サイバー犯罪 捜査官	1名程度	0名	0	0 (0)	-	-
	チャレンジ コース	2名程度	1名程度	8	8 (3)	1 (1)	8.0
	小計	19名程度	9名程度	63	52	9	5.8
2 回 目	男性	4名程度	15	12	3	4.0	3
	女性	1名程度	4	2	0	-	-
	チャレンジ コース	1名程度	3	2 (0)	1 (0)	2.0	1
	小計	6名程度	4名程度	22	16	4	4.0
計	25名程度	13名程度	85	68	13	5.2	9

※武道、サイバー犯罪捜査官、チャレンジコースの()は女性の内数。

(ク)警察官採用試験(警察官B)

試験区分	実施決定時 採用予定者数	採用 予定者数	申込者数 (人)	第1次受験者数 (人)	採用候補者数 (人)	受験競争率 (倍)	採用者数 (人)
1 回 目	チャレンジ コース	2名程度	45	37 (4)	1 (0)	37.0	1
	小計	2名程度	45	37	1	37.0	1
2 回 目	男性	9名程度	35	26	8	3.3	8
	女性	2名程度	5	5	1	5.0	1
	小計	11名程度	9名程度	40	31	9	3.4
計	13名程度	10名程度	85	68	10	6.8	10

※チャレンジコースの()は女性の内数。

2 昇任試験

(1) 昇任試験の実施状況

昇任試験は現在、警察官についてのみ実施しているが、昭和41年度までは吏員昇任試験についても実施していた。

なお、警察官の昇任試験は、人事委員会規則により、その権限を警察本部長に委任しているが、その実施計画は警察本部長から人事委員会に協議することとしている。

(2) 令和5年度の実施状況

(単位：人)

試験の区分	申込者数	受験者数	合格者数	競争率(倍)
課長補佐(警部)	181	180	10	18.0
係長(警部補)	231	228	20	11.4
主任(巡査部長)	275	273	16	17.1
計	687	681	46	14.8

※報告根拠：職員の任用に関する権限の委任に関する規則第4条

3 選考による任用

(1) 選考により採用する職

選考により採用する職については、平成14年度の見直しにおいて、地方公務員法第17条第3項ただし書き(当時)による承認をあらかじめ行った職と、任命権者からの申請により個別に承認する職に区分することとしたが、平成18年度にこれを見直し、任命権者からの申請により個別に承認する職を「常に選考によるものとするが実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を必要とする職」と「競争試験により難い場合に個別に人事委員会の承認を要する職」に細分することとした。これに伴い、競争試験を行っても応募者が少ない等の事情のある職種については、選考職種として見直すとともに、資格免許制度の変遷を反映させる等、任用の実際に合わせた整理を行った。

人事委員会があらかじめ承認した職としては、平成24年度に他の地方公共団体から派遣される者(市町村職員等)、民間企業等経験者及び身体障がい者をもって補充しようとする職を、平成28年度に精神障がい者をもって補充しようとする職を追加した。

あらかじめ人事委員会の承認を要する職としては、平成25年度に、「競争試験を行っても必要な任用候補者を確保することができない場合であって、安定的に業務を遂行するため、速やかに欠員を補充する必要があるときに、個別に人事委員会の承認を要する職」を新設し、警察官経験者をもって補充しようとする職を選考により採用する職に追加し、平成30年度に、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条第1項による任期付職員を選考により採用する職に追加した。

また、「常に選考によるものとするが実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を必要とする職」として、平成19年度に「臨床心理士」「視能訓練士」の職を、平成20年度に「診療情報管理士」の職を、平成22年度に「生態系環境技術」の職を、平成23年度に「原子力技術」の職を、平成25年度に「水産種苗生産技術」の職を、平成26年度に「弁護士」「病院薬剤師」の職を、平成27年度に「公文書館の専門員」の職を、平成28年度に「知的障がい者をもって補充しようとする職」、「育種・飼養技術」の職を、令和4年度に「児童福祉司」及び「心理カウンセラー」の職を追加した。また、平成21年度に「文化財主事」の職を、令和4年度に「獣医師」の職を「競争によりがたい場合に、個別に人事委員会の承認を要するもの」から移管した。さらに、令和5年度に「学校教育法に基づく特別支援学校高等部のうち教育の対象とする障がい種別が知的障がいであるものを卒業した者をもって補充しようとする職」を加えた。

なお、地方公務員法の一部改正に伴い平成28年度から昇任のための競争試験又は選考は、原則、人事委員会から任命権者の権限となった(引き続き行われる昇任試験(公安職のうち課長補佐及び同相当職以下への昇任)に係るものを除く。)

① 人事委員会があらかじめ承認した職

係長相当職以上の職、医師の職、歯科医師の職、臨床工学士の職、看護師の職、准看護師の職、武道指導員の職、犯罪鑑識技術の職、少年警察補導員の職、自動車運転免許試験員の職、航空整備士の職、航空機の操縦に従事する警察官の職、育任任期付職員、育任短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員、他の地方公共団体から派遣される職員・民間企業等経験者・身体障がい者・精神障がい者をもって補充しようとする職 ほか

② 常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ承認を要する職

心理療法士の職、心理判定員の職、児童自立支援専門員の職、児童生活支援員の職、児童指導員の職、児童福祉司の職、歯科衛生士の職、臨床検査技師の職、診療放射線技師の職、理学療法士の職、助産師の職、職業訓練指導員の職、計量士の職、船舶乗組員の職、学芸員の職、速記者の職、機械技術の職、電子工学士の職、生物工学技術の職、講師の職、有機化学技術の職

職、臨床心理士の職、言語聴覚士の職、視能訓練士の職、プログラマの職、社会教育主事の職務に準ずる職務に従事する職員の職、介助職員の職、作業療法士の職、学芸員の職務に準ずる職務に従事する職員の職、医療ソーシャルワーカーの職、診療情報管理士の職、物質工学技術の職、文化財主事の職、生態系環境技術の職、原子力技術の職、水産種苗生産技術の職、弁護士士の職、病院薬剤師の職、公文書館の専門員の職、獣医師の職、育種・飼養技術の職、心理カウンセラーの職及び知的障がい者又は特別支援学校高等部（知的障がい者）の卒業者をもって補充しようとする職

③ 競争試験により難しい場合に、人事委員会が任命権者からの申請を審査し、個別に承認する職

保育士の職、薬剤師（病院薬剤師を除く）の職、栄養士の職、保健師の職、司書の職及び国際事務の職

④ 競争試験を行っても必要な任用候補者を確保することができない場合であって、安定的に業務を遂行するため、速やかに欠員を補充する必要があるときに、個別に人事委員会の承認を要する職

(1) かつて国又は他の地方公共団体の警察官であった者をもって補充しようとする警察官の職で、その者がかつて任用されていた職と同等以下と人事委員会が認めるもの

(2) 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条第1項の規定に基づき任期を定めて採用される者をもって補充しようとする職

⑤ 単純な労務に従事する職員の職

(2) 選考による採用の状況（令和5年度中の選考の実施状況）

（単位：人）

任命権者	行政職職員		教育職 職員	公安職 職員	研究職 職員	医療職 職員	海事職 職員	計
	役付 職員	役付職員 以外の職						
知事	14	33	1	—	2	18	1	69
教育委員会	3	2	11	—	—	1	2	19
警察本部	—	4	—	17	1	—	—	22
企業局	—	1	—	—	—	—	—	1
病院局	—	3	—	—	—	94	—	97
県議会	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
計	17	43	12	17	3	113	3	208

三 育休任期付職員制度

「地方公務員の育児休業等に関する法律」に基づき、育児休業を取得しようとする職員の業務を配置換えその他の方法により部内で処理できない場合には、育児休業の期間を限度として任期を定めた採用を行うことができるものである。

平成19年度には法律の改正に伴い、新たに導入された育児短時間勤務を行おうとする職員の業務を処理するため、その期間を任期の限度として短時間勤務職員を任用することができることとなった。

(1) 育児休業任期付職員（任期：職員の育児休業の期間）

平成18年度に任用規則上制度化し、地公法第17条の2第1項（当時）に基づく選考職種の一つとした。技術系職種については登録試験により、また資格免許職については、資格等確認の上、合格者を「育休任期付職員登録簿」（3年間有効）に登録し、このうちから採用を行う。

(2) 育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員（任期：職員の育児短時間勤務の期間）

平成19年度の制度導入にあわせ、地公法第17条の2第1項（当時）に基づく選考職種の一つとした。

四 任期付職員制度

地方行政の高度化・専門化が進む中で、公務内部で得られにくい高度の専門性を備えた人材や、一時的に専門的な知識を有する職員を必要とする場合に、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の採用の円滑化を図ることを目的として、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」が施行されたことに伴い、平成14年度に設けられたものである。

平成16年度には法律の改正に伴い、新たに専門的な知識経験等以外の要件によっても一般職の職員の任期を定めた採用を行うことができることとなった。

1 職種及び対象

(1) 特定任期付職員（任期：5年以内）

高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合

(2) 一般任期付職員（任期：5年以内）

- ①専門的な知識経験を有する職員の育成に相当な期間を要するため、一定期間部内での人材確保が困難な場合
- ②専門的な知識経験の性質上、その専門的な知識経験を有効に活用できる期間が一定の期間に限られる場合
- ③専門的な知識経験を有する職員を一定期間他の業務に従事させるため、一定期間部内での人材確保が困難な場合
- ④公務外の実務経験により得られる最新の専門的な知識経験を必要とする業務であるため、その最新の専門的な知識経験を有効に活用できる期間が一定の期間に限られる場合

(3) 上記以外の任期を定めた採用（任期：原則3年以内）

- ①一定の期間内に限り終了することが見込まれる業務に従事させる場合
- ②一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事させる場合

(4) 短時間勤務職員の任期を定めた採用（任期：原則3年以内）

短時間勤務職員を（3）の各業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合等

2 令和5年度承認実績

区分	所属	職	任用予定期間	業務内容	承認年月日
一般任期付職員（更新）	総合療育センター	副院長	(R3.4.1～ R6.3.31) 期間更新 ～R7.3.31	総合療育センターにおける小児障がい児医療全般に係る医療業務統括及び、医療関係職員の育成、マネジメント業務	更新承認 R6.3.15

※承認根拠：地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第7条第3項

五 任期付研究員制度

地方公共団体の試験研究機関において、専門知識を有する人材を受け入れ、研究活動の活性化を図ることを目的として「地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律」が施行されたことに伴い、平成13年度に設けられたものである。

1 対象

(1) 招へい型研究員（任期：原則5年以内）

研究業績等により特に優れた研究者として認められている者を高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事させる場合

(2) 若手育成型研究員（任期：原則3年以内）

独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる者を当該研究分野における先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力のかん養に資する研究業務に従事させる場合

2 令和5年度承認実績
なし

六 外国の地方公共団体の機関等への職員派遣制度（海外派遣制度）

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の身分取扱いの明確化等を図るため、「外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律」の施行に伴い、昭和62年度に条例化された制度である。

令和5年度の実績として報告を受けた件数は下記のとおりである。

(単位：人)

4年度末 派遣人数	5年度中実績		5年度末 派遣人数
	派遣	復帰	
2	0	1	1

※報告根拠：外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第9条第2項

七 公益的法人等への職員派遣制度

職員派遣の適正化及び手続きの透明化、職員の身分取扱いの明確化等を図るため「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」の施行に伴い、平成13年度に条例化された制度である。

その業務が鳥取県の事務・事業と密接な関連を有し施策推進を図るため人的援助が必要な公益的法人等への派遣（在職派遣）及び鳥取県が出資している株式会社のうち、その業務の全部又は一部が地域の振興、住民の生活の向上その他公益の増進に寄与するとともに当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助が必要な特定法人への派遣（退職派遣）が行われている。

令和5年度の実績として報告を受けた件数は下記のとおりである。

(単位：人)

4年度末 派遣人数	左のうち4年度 中派遣期間終了 人数	5年度中実績		5年度末 派遣人数
		派遣	復帰等	
49	16	32	5	60

※報告根拠：鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第9条及び第19条

八 臨時的任用

臨時的任用は、非常災害等の緊急の場合、臨時の職に関する場合又は任用候補者名簿がない場合に行うことができる。

令和5年度の任用実績として報告を受けた件数は下記のとおりである。

(単位：人)

任命権者	採用	期間更新	計
知事	8	0	8
教育委員会	394	388	782
警察本部	0	0	0
計	402	388	790

※報告根拠：職員の任用に関する権限の委任に関する規則第5条

第2章 職員の給与

一 職員給与の実態

給与制度検討の基礎資料を得るため、令和5年4月1日現在の職員の給与等の実態を調査した。

この調査の結果の概要は、次のとおりである。

(1) 給料表別人員、平均年齢、平均経年数、学歴別及び性別人員構成比

(令和5年4月1日現在)

区分 給料表	適用 人員	平均 年齢	平均経 験年数	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
				大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
	人	歳	年	%	%	%	%	%	%
行政職給料表	3,046	42.5	20.5	77.1	5.7	17.2	0.0	60.4	39.6
公安職給料表	1,230	37.8	16.9	54.1	3.4	42.5	0.0	87.3	12.7
教育職給料表(1)	1,588	46.1	23.3	95.3	2.5	2.3	—	54.0	46.0
教育職給料表(2)	3,358	42.6	19.7	99.0	1.0	0.0	—	46.1	53.9
研究職給料表	155	41.9	18.3	100.0	0.0	—	—	80.0	20.0
医療職給料表(1)	36	38.7	14.0	100.0	—	—	—	58.3	41.7
医療職給料表(2)	90	42.9	19.5	73.3	26.7	0.0	—	44.4	55.6
医療職給料表(3)	57	42.6	18.9	10.5	89.5	—	—	1.8	98.3
海事職給料表	35	44.6	23.4	28.6	42.9	25.7	2.9	100.0	0.0
全給料表	9,595	42.5	20.1	84.6	4.0	11.4	0.0	57.7	42.3

(2) 平均給与月額

(令和5年4月分)

区分 給与種目	行政職給料表適用職員	全職員
給料	315,524 円	346,307 円
扶養手当	8,622	9,553
管理職手当	9,107	6,378
地域手当	808	561
その他の手当	7,128	10,119
合計	341,189	372,918

(注) 1 給料には、教職調整額を含む。

2 再任用職員は、含まれない。

二 民間給与の実態

職員の給与を民間の従業員の給与と比較検討するため、令和5年4月現在における民間給与の実態を調査した。

調査事業所は、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所245事業所のうち、無作為に抽出した140事業所である。

この調査結果の概要は、次のとおりである。

(1) 産業別、事業所規模別調査事業所数

産業	規模 規模計	3,000人 以上	1,000人 ～ 2,999人	500人 ～ 999人	100人 ～ 499人	50人 ～ 99人
農業、林業、漁業	事業所 2	事業所 —	事業所 —	事業所 —	事業所 1	事業所 1
鉱業、建設業	8	2	—	—	4	2
製造業	54	1	2	6	27	18
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業	19	6	—	2	8	3
卸売・小売業	4	1	—	—	2	1
金融・保険業、不動産業	5	2	1	1	1	—
医療、福祉、教育、学習支援業、サービス業	35	5	5	12	11	2
合計	127	17	8	21	54	27

(注) 上記調査事業所のほか、調査不能等事業所が13事業所あった。

(2) 職種別給与額等（事務・技術関係職種）

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	令 和 5 年 4 月 分 平 均 支 給 額		(A) - (B)
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	
支 店 長	人 11	歳 53.7	円 716,947	円 64	円 716,883
工 場 長	7	52.0	708,919	42,595	666,324
事 務 部 長	87	53.1	533,203	1,460	531,743
技 術 部 長	50	54.2	574,834	9,469	565,365
事 務 部 次 長	49	50.7	498,201	257	497,944
技 術 部 次 長	14	52.0	480,248	47	480,201
事 務 課 長	120	48.0	487,185	7,928	479,257
技 術 課 長	119	50.9	534,566	26,484	508,082
事 務 課 長 代 理	88	44.5	402,493	48,414	354,079
技 術 課 長 代 理	33	47.6	422,271	23,958	393,313
事 務 係 長	213	46.3	376,106	45,342	330,764
技 術 係 長	206	48.0	478,848	58,988	419,860
事 務 主 任	214	44.5	347,675	36,429	311,246
技 術 主 任	161	42.2	392,530	58,382	334,148
事 務 係 員	909	39.2	280,599	26,423	254,176
技 術 係 員	621	38.5	318,447	40,153	278,294

(3) 学歴別初任給

職 種	学 歴	金 額
新卒事務員・技術者	大 学 卒	203,589 円
	短 大 卒	185,265 円
	高 校 卒	170,513 円

(注) 採用のある事業所について平均したものである。

(4) 家族手当の支給状況

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	9,457 円
配 偶 者 と 子 1 人	14,696 円
配 偶 者 と 子 2 人	19,408 円

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

(5) 特別給の支給状況

区 分	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
下 半 期	月分 2.17	月分 2.07	月分 2.13	月分 2.88
上 半 期	2.01	2.10	2.10	1.09
年 間 の 計	4.18	4.17	4.23	3.98

1 下半期は令和4年8月から令和5年1月まで、上半期は同年2月から同年7月までの期間である。

2 支給月数は、所定内給与月額を基準としたものである。

三 職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告

本委員会は、令和5年10月4日、地方公務員法第8条及び第26条の規定により、県議会議長及び知事に対し、報告及び勧告を行った。

I 職員の給与に関する報告及び勧告の概要

1 給与決定の原則

地方公務員法第24条第2項は「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従業者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」と規定しており、これらの判断基準を調査し、総合的に勘案する。

2 職員の給与を取り巻く状況

(1) 県内民間事業所従業員の給与の状況

- ・ 県内の企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の245事業所から140事業所を無作為に抽出し、従業員の個人別給与を人事院等と共同で実地調査して、県職員と比較した。

<月例給・特別給（ボーナス）の公民比較>

区 分	県内民間(A)	県職員(B)	公民較差(A-B)
月例給(令和5年4月分)	348,424円	345,428円	2,996円(0.87%)
特別給(令和4年8月～令和5年7月)	4.18月分	4.10月分	0.08月分

(注) 月例給は、ラスパイレス方式による比較

(2) 国家公務員の給与の状況

- ・ 人事院においては公民較差に基づき、8月7日に月例給の改定及び特別給を引き上げる勧告を行った。

<国公ラス(国=100)>

平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
94.8	95.3	95.3	95.4	95.5	95.8

(3) 他の都道府県の職員の給与の状況

- ・ 他の地方公共団体においては、概ね本県と同様に国と類似の給与制度をとっている。
- ・ 給与改定に際しては、概ねそれぞれの地域の実態を反映したものとなっている。

(4) 生計費及びその他の事情

- ・ 勧告後の給与は、生計費を充足している。
- ・ 本県の状況をみると、景気の基調は、令和4年1月頃から見られた持ち直しの動きに令和4年秋頃から足踏みが見られる。

3 勧告の考え方及び内容

(1) 給与の改定

ア 月例給（給料及び諸手当）

1の給与決定の原則に基づき、次のとおり判断した。

(ア) 考え方

- ・県職員の給与が県内民間事業所従業員給与を0.87%下回っていることから、民間給与との均衡を図るため月例給を引き上げる必要がある。
- ・本県における初任給等の状況は概ね国と同様であることなどから、若年層に重点を置いて改定した本年の人事院勧告による俸給表に準じた給料表への改定を行うことが適当である。

(イ) 内容

- ・本年の人事院勧告による俸給表に準じた給料表への改定を行う。

<参考>改定後の月例給

	現行	改定後	改定額	改定率
月例給	345,428円	348,269円	2,841円	0.82%

<参考>改定後の初任給

大卒：（改定前）191,700円 → （改定後）202,400円（+10,700円）

高卒：（改定前）158,900円 → （改定後）170,900円（+12,000円）

イ 特別給（期末手当・勤勉手当）

(ア) 考え方

- ・県職員の特別給は0.05月単位で改定を行ってきており、特別給の支給月数が県内民間事業所の支給月数を0.08月分下回っていたことから、民間の特別給の支給月数に見合うよう、支給月数を引き上げる必要がある。

(イ) 内容

- ・期末手当・勤勉手当の支給月数を0.10月分引き上げ、4.10月分（現行）から4.20月分とする。
- ・国及び他の地方公共団体の期末手当・勤勉手当の支給月数等の状況並びに民間事業所の状況等を踏まえ、引上げ分を期末手当及び勤勉手当に配分する。

（一般の職員の場合の支給月数）

年度	区分	6月期	12月期
令和5年度	期末手当	1.2月（支給済み）	1.25月（現行1.2月）
	勤勉手当	0.85月（支給済み）	0.9月（現行0.85月）
令和6年度	期末手当	1.225月	1.225月
	勤勉手当	0.875月	0.875月

<参考>給与改定による年間給与の影響額（行政職一人当たり平均、平均年齢42.5歳）

	現行（A）	改正後（B）	影響額（B-A）
年間給与	5,511,880円	5,597,200円	85,320円

※影響額の内訳 【月例給 37,379円、特別給 47,941円】

(3) 実施時期

ア 月例給 令和5年4月1日

イ 特別給 令和5年12月1日（（1）イのうち令和6年度以降に係るものは令和6年4月1日）

II 人事管理に関する報告の概要

鳥取県と県民を取り巻く環境が厳しさを増し、行政サービスに対するニーズが高度化、多様化する中、県民の安全、安心な生活を守っていくには、「職員」の能力向上・発揮とそのため「職場環境」の整備の2点が必要。

(1) やりがいをもって、能力を高め、発揮する職員

① 人材から選ばれる鳥取県（人材の確保）

「人材獲得競争」激化の中、人材確保は全庁を挙げて取り組むべき最重要の課題。

県職員の仕事やその魅力等を伝えていくとともに、魅力等を発掘し、一層磨いていくなど「選ばれる」対策の強化が必要。

② 人材の能力向上及び発揮を促し、支援する鳥取県（採用後の支援）

職員の能力向上・発揮を組織として喚起、支援していく組織文化、風土とそのため仕組みが不可欠。

(2) 職員が能力を発揮できる職場環境

職員の能力向上・発揮を阻む要因の除去及び勤務上の支障（健康面、家庭面等）が生じた職員の支援が必要。

① 疾病の予防・治療、労働災害の防止

長期療養者は近年増加傾向。原因や傾向を分析し、その結果を組織的な対策に反映する等の取組及びその取組に必要な体制整備について検討が必要。

② 長時間労働の是正等

ア 時間外勤務の縮減と上限時間の遵守

新型コロナウイルス感染症の五類感染症移行を契機に時間外勤務縮減等の「再起動」が必要。

イ 業務量に応じた体制整備と体制に応じた業務の見直し、削減

上記アの取組を進めてもなお業務量に比して要員が十分でない所属等について、要員の配置など柔軟な人事管理が重要。併せて人員に応じた業務量という視点も念頭においた業務の見直しが重要。

ウ 勤務時間の適正管理

勤務時間管理を適正化するとともに、随時点検を続けることが必要。

③ 仕事と生活の両立

仕事と生活の両立支援制度及び制度を利用しやすい環境の整備並びに柔軟で多様な勤務制度の検討が必要。

④ ハラスメントの防止・対策

発生防止と併せ発生後の対応に係る取組及び取組に必要な体制の整備、強化等を含む検討が必要。

⑤ 服務規律の徹底

職員の公務員倫理の確保と併せ、組織として再発防止の体制、仕組みを設けることが重要。

(3) 結び

多様な職員が自由、活発に意見を交わし、伸び伸びと能力を向上・発揮し、連携・協力する風通しのよい組織文化、風土の醸成に継続して取り組むことを期待。

III 参考：給与条例の一部改正の概要

本委員会からの上記勧告を受けて、令和5年11月議会において、県給与条例等の改正が当該勧告どおりに行われた。

第3章 職員の勤務時間、休日及び休暇並びに服務

一 概 説

職員の勤務時間、休暇等職員の給与以外の勤務条件については、国及び他の地方公共団体の職員との権衡を失しないよう適当な考慮が払われなければならないとされ、またその勤務条件は条例で定めることとされている（地方公務員法第24条第4項及び第5項）。

本県においては職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号）並びにこれらの条例に基づく人事委員会規則等により、それぞれの職員の勤務時間、休暇等の勤務条件について規定している。

また、職員の服務のうち職務に専念する義務については、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、職務にのみ従事しなければならないこととされている（地方公務員法第35条）が、このうち特別の定めとして職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年鳥取県条例第5号）があり、この条例及びこの条例に基づく人事委員会規則により、職員（県費負担教職員を除く。）の職務に専念する義務を免除することができる場合を規定している。

二 勤務時間、休日及び休暇

以下のとおり、「職員の勤務時間、休暇等に関する規則」、「県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」並びに「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」、「県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」、「臨時的任用職員の休暇及び職務に専念する義務の免除について」及び「臨時的任用職員の休暇について」を改正し、「ボランティア休暇及びふるさと応援休暇の取扱いについて」及び「県費負担教職員のボランティア休暇及びふるさと応援休暇の取扱いについて」を新設した。

項目	内容	施行期日	備考
特別休暇（更年期障害休暇）の新設	・職員が更年期障害又は更年期障害の疑いのある症状（以下「更年期障害等」という。）のため勤務が著しく困難である場合又は更年期障害等に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合に取得可能な特別休暇（更年期障害休暇）を新設した。	令和5.10.1	規則の改正 定めの改正
特別休暇（ふるさと応援休暇）の新設	・職員が自発的に地域に貢献する活動を行う場合で、勤務しないことが相当であると認められる場合に取得可能な特別休暇（ふるさと応援休暇）を新設した。	令和5.10.20	規則の改正 定めの改正 定めの新設
勤務医の時間外勤務の上限規制の導入等	・労働基準法の改正による時間外労働の上限規制について、勤務医においては令和6年度に導入されることを踏まえ、勤務医に対する時間外勤務命令の上限時間等を設定した他、所要の改正を行った。	令和6.4.1	規則の改正 定めの改正
子の看護休暇の対象年齢の引上げ	・2週間以上の期間にわたり療養を要する負傷をし、又は疾病にかかった子について、子の看護休暇の対象となる年齢を15歳から18歳に引き上げた。	令和6.4.1	規則の改正 定めの改正

三 職務に専念する義務の特例

職員について、職務に専念する義務の特例に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第16号）に規定された事由以外の事由により、職務に専念する義務を免除しようとする場合は、任命権者は同規則第2条第14号により人事委員会の承認を得なければならないこととされている。

令和5年度において本委員会が承認したものは次のとおりである。

事由	対象職員	承認期間	承認年月日
職員が第52回世界選手権大会最終選考会兼第19回アジア競技大会最終選考会及び第52回世界選手権大会コンパウンド部門最終選考会に競技役員として参加する場合	職員	参加日程のうち勤務を要する日	令和5.4.4
職員がFISUワールドユニバーシティゲームズ最終選考会兼第18回世界ユース選手権大会最終選考会に競技役員として参加する場合	職員	参加日程のうち勤務を要する日	令和5.4.13
職員が令和6年能登半島地震により滅失若しくは損壊した自己又は親族の住居の復旧作業を行う場合等（包括承認）	職員	公務の運営に支障のない範囲内でその都度必要と認める期間	令和6.1.11
県立病院の管理者が勤務する医師に対し、医療法第110条又は第123条の規定に基づく、継続した休息時間の確保を行わなかった場合、又は、やむを得ない理由により当該休息時間中に労働させた場合（包括承認）	県立病院に勤務する医師	確保を行わなかった、又は、やむを得ない理由により労働させた休息時間に相当する期間	令和6.3.18

四 県費負担教職員の特別休暇の特例

県費負担教職員について、県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則に規定された事由以外の事由によって特別休暇を与えようとする場合は、教育委員会は同規則第15条第34号により人事委員会の承認を得なければならないこととされている。

令和5年度において本委員会が承認したものは次のとおりである。

事由	対象職員	承認期間	承認年月日
職員が令和6年能登半島地震により滅失若しくは損壊した自己又は親族の住居の復旧作業を行う場合等（包括承認）	県費負担教職員	公務の運営に支障のない範囲内でその都度必要と認める期間	令和6.1.11

第4章 職員の福祉及び利益の保護

一 概 説

地方公務員法は、職員の福祉及び利益の保護は、適切であり、かつ、公正でなければならないとして、その根本基準を掲げている（地方公務員法第41条）。

そして、同法第42条以下に職員の福祉として厚生福利制度、公務災害補償制度を規定し、また職員の利益の保護、すなわち公平審査制度として勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する審査請求の制度を規定している。

二 厚生福利及び公務災害補償制度

この制度は、職員の生活を安定させ、職員が安んじて職務に専念することにより公務能率を増進させることを目的とするものであり、これには厚生制度、共済制度及び公務災害補償制度がある。

厚生制度は、職員の保健、元気回復等に関する制度であり、具体的な措置としては職員の健康診断、執務環境の改善、レクリエーション等の実施がこれに当たる（地方公務員法第42条）。

共済制度は、職員の疾病等に関し適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度である（地方公務員法第43条）。

また、公務災害補償制度は、職員が公務による災害を受けた場合の補償制度であり、その手続等は地方公務員災害補償法に定められている（地方公務員法第45条）。

三 勤務条件に関する措置要求

1 措置要求の意義

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件について、当局により適切な措置が講じられるよう人事委員会にその措置の要求をすることができ、これを受けて人事委員会は、この要求について審査し、判定を行い、その結果に基づいて必要な措置を執るべきこととされている（地方公務員法第46条～第48条）。

2 措置要求事案の取扱状況

令和5年度においては、前年度からの係属事案及び新規請求事案はない。

四 不利益処分に関する審査請求

1 審査請求の意義

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合、その処分について人事委員会に審査請求を行うことができ、これを受けて人事委員会は、この審査請求について審査し、裁決を行い、必要がある場合には、是正措置を指示すべきものとされている（地方公務員法第49条の2～第51条の2）。

2 審査請求事案の取扱状況

令和5年度においては、前年度からの係属事案及び新規請求事案はない。

五 職員からの苦情処理

1 苦情処理の意義

職員は、勤務条件その他の人事管理に関し、人事委員会に苦情の申出及び相談を行うことができ、これを受けて人事委員会の指名する相談員は、申出人に対し、助言等を行うほか、苦情申出等に係る事案の関係当事者に対し、指導その他の必要な措置を行うものとされている（地方公務員法第8条第1項第11号）。

2 苦情申出事案の取扱状況

令和5年度においては、前年度からの係属事案0件、年度中の新規申出事案5件、年度中の処理事案5件で、年度末の未処理事案は0件となっている。

令和5年度中処理事案

事案名	申出人 受付方法	申出の内容	処理結果	受付年月日
				処理年月日
令和5年 - 1号	A 電話	特殊勤務手当の支給等に関する相談	人事企画課への確認結果の伝達	令和5年10月24日
				令和5年11月8日
令和5年 - 2号	B 電話	退職に関する相談	人事企画課の考えを伝達	令和5年10月30日
				令和5年11月8日
令和5年 - 3号	C 電話	上司の指導や復職に関する相談	人事企画課へ伝達、対応を依頼	令和5年11月2日
				令和5年11月13日
令和5年 - 4号	D 電話	人事評価に関する不満	申出人と所属長の面談の設定、立会い	令和5年11月28日
				令和5年12月20日
令和5年 - 5号	E 電話	人事評価に関する不満	申出人と所属長の面談の設定、立会い	令和6年1月5日
				令和6年1月18日

(注) 申出人が特定される事項等については記載しない。

第5章 職員団体

一 概 説

職員団体は、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体である（地方公務員法第52条第1項）。

本委員会は、地方公務員法等の規定に基づき、職員団体に関して次の事務を処理している。

- ・職員団体の登録
- ・管理職員等の範囲の指定

二 職員団体の登録

1 登録の意義及び効果

登録制度は、職員団体が地方公務員法に定める要件を満たしている団体であることを公証する制度である（地方公務員法第53条）。

登録を受けるかどうかは当該団体の任意であるが、登録された職員団体には次の効力が与えられる。

- ① 職員団体から適法な交渉の申入れがあった場合に当局はその申入れに応ずべき地位に立つこと（地方公務員法第55条第1項）。
- ② 職員団体の役員の内籍専従が認められること（地方公務員法第55条の2第1項）。
- ③ 人事委員会に申出をすることにより法人となることができること（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律）。

2 登録職員団体

登録番号	職員団体の名称	事務所の所在地	単位団体・連合体の別	登録年月日	法人格の有無
1	鳥取県職員労働組合	鳥取市東町1丁目271 県庁第2庁舎内	単位団体	昭和 41.10.7	有
2	鳥取県高等学校教職員組合	鳥取市大榎町7-1	単位団体	昭和 41.10.7	有
3	鳥取県教職員組合	鳥取市大榎町7-1	連合体	昭和 41.10.7	有

3 令和5年度の職員団体登録申請取扱件数

区 分		件 数
新 規 登 録		0 件
変 更 登 録	役員変更	3 件
	規約変更	1 件
合 計		4 件

三 管理職員等の範囲の指定

職員のうち管理職員等とその他の職員は、同一の職員団体を組織することはできず、両者が混在する団体は地方公務員法上の職員団体ではないとされており、また、管理職員等の範囲は人事委員会規則で定めることとされている（地方公務員法第52条）。

管理職員等の範囲については、管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）を制定しており、県の組織機構の改廃等があった場合にはそれに適応するように同規則の改正を行っている。

公布年月日	規則番号	管理職員等の範囲を定める規則の一部改正の概要
令和5.7.13	38	組織改正に伴い、所要の改正を行った。
令和5.9.15	41	組織改正に伴い、所要の改正を行った。
令和6.2.27	3	組織改正に伴い、所要の改正を行った。
令和6.3.29	16	組織改正に伴い、所要の改正を行った。

第6章 労働基準監督

一 概 説

地方公務員法第58条第3項は、職員については、原則として労働基準法、労働安全衛生法及び船員法が適用されることを規定している。また、同条第5項は、職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、非現業職員（労働基準法別表第1第11号、第12号及び官公署（同法別表第1に掲げる事業を除く。）に該当する事業所に勤務する職員で、単純労務職員を除く職員）については、人事委員会が行うこととしている。

二 労働基準監督の職権行使の区分

県の各機関のうち、労働基準監督の職権行使を行う区分は次のとおりである（地方公務員法第58条第5項、労働基準法別表第1）。

1 人事委員会が職権を行使する機関

（令和6年3月31日現在）

労働基準法別表第一の号別区分	事業内容	機関の数	機 関 の 名 称
第12号	教育・研究 ・調査	56	知事部局本庁（※） 消防学校 埋蔵文化財センター 青谷かみじち史跡公園 むきばんだ史跡公園 鳥取看護専門学校 倉吉総合看護専門学校 産業人材育成センター 農業試験場 園芸試験場 畜産試験場 中小家畜試験場 林業試験場 水産試験場 栽培漁業センター 教育センター 大山青年の家 船上山少年自然の家 県立高等学校 県立特別支援学校（寄宿舎を除く） 県立まなびの森学園 警察学校 （※）職員人材開発センター、衛生環境研究所、原子力環境センター、農業大学校
別表第一以外 （官公署）	上記以外の 機関	68	議会事務局 知事部局本庁（※1） 取締船 消防防災航空センター 公文書館 東部地域振興事務所、総合事務所県民福祉局・振興局

		県税事務所 建築住宅事務所、総合事務所環境建築局 工事検査事務所 福祉相談センター 児童相談所 婦人相談所 交通事故相談所 男女共同参画センター 農林事務所、総合事務所農林局 鳥獣対策センター 病虫害防除所 境港水産事務所 教育委員会事務局本庁（※2） 教育局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 海区漁業調整委員会事務局 内水面漁場管理委員会事務局 警察本部（※3） 警察署 （※1）東町庁舎、東京本部、関西本部、名古屋代表部、消費生活センター、山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館、県立鳥取ハローワーク （※2）東町庁舎、いじめ・不登校総合対策センター、博物館、図書館 （※3）警察本部庁舎、科学捜査研究所、機動隊、運転免許課、交通機動隊、高速道路交通警察隊
合 計	124	

2 労働基準監督署長が職権を行使する機関

(令和6年3月31日現在)

労働基準法別表第一の号別区分	事業内容	機関の数	機 関 の 名 称
第1号	製造・加工	2	企業局東部・西部事務所
第3号	土木・建築	6	県土整備事務所 総合事務所県土整備局 鳥取港湾事務所
第13号	保健衛生	16	総合事務所保健所 喜多原学園 皆成学園 総合療育センター

			鳥取療育園 中部療育園 精神保健福祉センター 食肉衛生検査所 家畜保健衛生所 寄宿舍 病院
別表第一以外 (官公署)	上記以外の 機関	2	企業局本局 病院局総務課
合	計	26	

三 労働基準監督の職権の内容

1 労働基準法に基づく職権

- ・貯蓄金の管理に係る協定の届出の受理（労働基準法第 18 条第 2 項）
- ・解雇制限・解雇予告除外認定（労働基準法第 19 条第 2 項及び第 20 条第 3 項）
- ・時間外労働・休日労働に関する協定の届出の受理（労働基準法第 36 条第 1 項）
- ・断続的勤務の許可（労働基準法第 41 条第 3 号）
- ・その他の業務

2 労働安全衛生法に基づく職権

- ・ボイラー、第一種圧力容器等の設置届の受理（労働安全衛生法第 88 条第 1 項、ボイラー及び圧力容器安全規則第 10 条・第 56 条）
- ・ボイラー、第一種圧力容器等の落成検査、性能検査結果報告書の受理（労働安全衛生法第 38 条第 3 項、ボイラー及び圧力容器安全規則第 14 条等）
- ・職員の健康診断結果報告の受理（労働安全衛生法第 66 条、労働安全衛生規則第 52 条）
- ・職員の死傷病報告の受理（労働安全衛生法第 100 条、労働安全衛生規則第 97 条）
- ・産業医、衛生管理者等選任報告の受理（労働安全衛生法第 12 条第 1 項、労働安全衛生規則第 7 条第 2 項等）
- ・その他の業務

四 令和5年度の取組状況

1 労働基準監督事項の取扱状況

項 目	処 理 件 数
貯蓄金管理に関する届の受理	—
解雇予告の除外認定	2
時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）届等の受理	55
宿直又は日直勤務許可	2
ボイラー設置届の受理	—
落成検査	—
変更検査	—
使用再開検査	—
検査証の名義書換	—
使用廃止（検査証の返還）	—
取扱作業主任者選任報告の受理	—
小型ボイラー設置報告の受理	—
第一種圧力容器設置届の受理	—
落成検査	—
使用再開検査	—
使用廃止（検査証の返還）	—
一般健康診断結果報告（定期、特定業務従事者）の受理	41
特別健康診断結果報告（電離放射線、有機溶剤業務等）の受理	51
労働者死傷病報告の受理	8
総括安全衛生管理者等選任報告の受理	30
アセチレン溶接装置設置届の受理	—
クレーン設置報告の受理	—
プレス機械設置報告の受理	—
有機溶剤設備設置届の受理	—
有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定	—
局所排気装置設備等特例許可	—
放射線装置等設置届の受理	—
合 計	189

※ボイラー及び第一種圧力容器の各検査は、昭和51年度以降（一社）日本ボイラ協会に委託して実施している。

2 その他

本委員会で毎年実施している事業場調査に併せて、労働基準法第36条の規定に基づく時間外労働・休日労働に関する協定（以下「36協定」という。）を締結している県の機関54事業場に対して、協定に定める1年あたりの上限時間数の超過の有無及び休日勤務における勤務時間の超過の有無に関する調査（台帳調査）を実施した。

五 令和5年度のボイラー及び第一種圧力容器設置状況

事業所		区分	
名称	設置場所	ボイラー	第1種圧力容器
鳥取県衛生環境研究所	東伯郡湯梨浜町南谷526-1	—	1基
鳥取県園芸試験場	東伯郡北栄町由良宿2048	—	1基
鳥取県林業試験場	鳥取市河原町稲常113	—	1基(休止中)
鳥取県立船上山少年自然の家	東伯郡琴浦町山川807-2	1基	—
鳥取県立大山青年の家	西伯郡大山町赤松明間原312-1	1基	—
鳥取県立鳥取湖陵高等学校	鳥取市湖山町北3丁目250	—	2基
鳥取県立智頭農林高等学校	八頭郡智頭町智頭711-1	—	1基
鳥取県立倉吉農業高等学校	倉吉市大谷166	—	2基
鳥取県立境港総合技術高等学校	境港市竹内町925	1基	2基
鳥取県立皆生養護学校	米子市上福原7丁目13-4	1基	—
鳥取県交通総合センター	鳥取市千代水2-8	2基(休止中)	—
合計	11事業所	6基	10基

第7章 公平委員会の事務の受託

一 概 説

地方公務員法第7条第4項の規定により公平委員会を置く地方公共団体は、公平委員会の事務を他の地方公共団体の人事委員会に委託することができることとされている。この規定に基づき、本委員会は県内の町村、一部事務組合及び広域連合の団体の公平委員会の事務を受託している。

二 受託団体

1 町 村

(令和6年3月31日現在)

団体名	所在地	受託年月日
岩美町	岩美郡岩美町浦富 675-1	昭和 29. 10. 1
若桜町	八頭郡若桜町若桜 801-5	昭和 40. 4. 1
智頭町	八頭郡智頭町智頭 2072-1	昭和 40. 4. 1
八頭町	八頭郡八頭町郡家 493	平成 17. 3. 31
三朝町	東伯郡三朝町大瀬 999-2	昭和 29. 10. 1
湯梨浜町	東伯郡湯梨浜町久留 19-1	平成 16. 10. 1
琴浦町	東伯郡琴浦町徳万 591-2	平成 16. 9. 1
北栄町	東伯郡北栄町由良宿 423-1	平成 17. 10. 1
日吉津村	西伯郡日吉津村日吉津 872-15	昭和 36. 1. 10
大山町	西伯郡大山町御来屋 328	平成 17. 3. 28
南部町	西伯郡南部町法勝寺 377-1	平成 16. 10. 1
伯耆町	西伯郡伯耆町吉長 37-3	平成 17. 1. 1
日南町	日野郡日南町霞 800	昭和 40. 8. 1
日野町	日野郡日野町根雨 101	昭和 40. 8. 1
江府町	日野郡江府町江尾 1717-1	昭和 40. 8. 1
合 計	15 団 体	

2 一部事務組合

(令和6年3月31日現在)

団体名	所在地	受託年月日
米子市日吉津村中学校組合	米子市錦町 1-139-3	昭和 37. 10. 1
鳥取県町村総合事務組合	鳥取市東町1丁目 271 (県町村会内)	昭和 37. 7. 1
日野町江府町日南町衛生施設組合	日野郡江府町江尾 1717-1 (江府町役場内)	昭和 42. 1. 1
境港管理組合	境港市大正町 215 (みなとさかみ交流館内)	昭和 33. 4. 1
南部町・伯耆町清掃施設管理組合	西伯郡南部町法勝寺 377-1 (南部町役場内)	昭和 55. 4. 1
鳥取県東部広域行政管理組合	鳥取市鍛冶町 18-2	昭和 47. 11. 1
鳥取県西部広域行政管理組合	米子市淀江町西原 1129-1 (米子市淀江支所内)	昭和 47. 11. 1
日野病院組合	日野郡日野町野田 332 (日野病院内)	平成 8. 7. 15
合 計	8 団 体	

3 広域連合

(令和6年3月31日現在)

団体名	所在地	受託年月日
鳥取中部ふるさと広域連合	東伯郡北栄町土下 112	平成 10. 7. 1
南部箕蚊屋広域連合	西伯郡南部町法勝寺 377-1 (南部町役場内)	平成 11. 10. 5
鳥取県後期高齢者医療広域連合	東伯郡湯梨浜町龍島 500 (湯梨浜町役場東郷支所内)	平成 19. 12. 20
合 計	3 団 体	

三 受託事務の内容

県内の町村、一部事務組合及び広域連合の次の事務を受託している（地方公務員法第8条第2項）。

- ・勤務条件に関する措置の要求の審査
- ・不利益処分に関する審査請求の審査
- ・職員からの苦情処理
- ・職員団体の登録
- ・管理職員等の範囲の指定
- ・学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査
- ・働きかけ規制違反行為の監視

四 受託事務の取扱状況

1 措置要求事案の取扱状況

令和5年度においては、前年度からの係属事案は0件、新規要求事案は2件、年度中の処理事案2件で、年度末の未処理事案は0件となっている。

令和5年度中処理事案

事案名	措置要求者	措置要求の趣旨	判定結果	受理年月日
	審理方法			判定年月日
令和5年(措)第1号事案	A	夜間業務時間の改善	却下	令和5年4月19日
	書面審理			令和5年6月30日
令和5年(措)第2号事案	B	通勤手当支給の改善	一部認容 一部却下	令和5年6月30日
	書面審理			令和6年3月22日

2 審査請求事案の取扱状況

令和5年度においては、前年度からの係属事案及び新規請求事案はない。

3 苦情申出事案の取扱状況

令和5年度においては、前年度からの係属事案及び新規申出事案はない。
なお、匿名などにより正式受理に至らなかった相談の事案は5件あった。

(注) 申出人が特定される事項等については記載しない。

4 職員団体の登録状況

(1) 職員団体の登録状況

(令和5年3月31日現在)

登録番号	職員団体の名称	事務所の所在地	単位団体・連合体の別	登録年月日	法人格の有無
5	湯梨浜町職員労働組合	東伯郡湯梨浜町久留19-1 湯梨浜町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
8	三朝町職員労働組合	東伯郡三朝町大瀬999-2 三朝町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
9	北栄町職員労働組合	東伯郡北栄町由良宿423-1 北栄町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
10	琴浦町職員労働組合	東伯郡琴浦町徳万591-2 琴浦町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
11	南部町職員労働組合	西伯郡南部町法勝寺377-1 南部町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
15	日南町職員労働組合	日野郡日南町霞800 日南町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
16	若桜町役場職員労働組合	八頭郡若桜町若桜801-5 若桜町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
18	大山町職員労働組合	西伯郡大山町御来屋328 大山町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
23	江府町職員労働組合	日野郡江府町江尾1717-1 江府町役場内	単位団体	昭和 41.10.12	無

24	岩美町職員労働組合	岩美郡岩美町浦富675-1 岩美町役場内	単位団体	昭和 41.11.15	無
27	境港管理組合職員労働組合	境港市大正町215 みなとさかい交流館内	単位団体	昭和 45.1.16	無
29	伯耆町職員労働組合	西伯郡伯耆町吉長37-3 伯耆町役場内	単位団体	昭和 57.2.6	無
30	日野町職員労働組合	日野郡日野町根雨101 日野町役場内	単位団体	昭和 57.10.29	無
31	八頭町職員労働組合	八頭郡八頭町郡家493 八頭町役場内	単位団体	昭和 61.3.24	無
34	智頭町職員労働組合	八頭郡智頭町智頭2072-1	単位団体	昭和 63.12.27	無
35	日吉津村職員労働組合	西伯郡日吉津村日吉津872-15 日吉津村役場内	単位団体	平成 2.10.26	無
41	八頭町図書館司書職員労働組合	八頭郡八頭町宮谷256-4	単位団体	平成 22.1.19	無
43	琴浦町臨時・パート職員労働組合	東伯郡琴浦町浦安309	単位団体	平成 26.2.27	無

(2) 令和5年度の登録申請取扱件数

区 分		件 数
新規登録		0
変更登録	役員変更	12
	規約変更	1
解散届		0
合計		13

- 5 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律に基づく規約の認証について
職員団体と労働組合の連合団体で公務員の数が過半を占める等一定の要件を満たす団体は、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第3条第2項の規定により、規約について認証機関の認証を受け、登記することにより法人格を取得することができる。

令和5年度に当該認証を行った例はない。

6 管理職員等の範囲の指定の状況

職員のうち管理職員等とその他の職員は同一の職員団体を組織することができず、両者が混在する職員団体は地方公務員法上の職員団体ではないとされており、また、管理職員等の範囲は人事委員会又は公平委員会の規則で定めることとされている（地方公務員法第52条）。

受託団体の管理職員等の範囲については、公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年人事委員会規則第31号）を制定しており、受託団体の組織機構の改廃等があった場合にはそれに適応するように同規則の改正を行っている。

令和5年度と同規則の改正は、2件であった。

人事委員会委員・事務局職員名簿

1 人事委員会委員

(令和6年4月1日現在)

職名	氏名	任期	左のうち委員長任期
委員長	小松 哲也	1期目 平成 29.10.21 ~ 令和 3.10.20 2期目 令和 3.10.21 ~ 令和 7.10.20	令和 1. 9.13 ~ 令和 2. 9.12 令和 2. 9.18 ~ 令和 3. 9.17 令和 3. 9.24 ~ 令和 4. 9.23 令和 4.11. 9 ~ 令和 5.11. 8 令和 5.11. 9 ~ 令和 6.11. 8
委員	中本久美子	1期目 平成 30. 7.19 ~ 令和 4. 7.18 2期目 令和 4. 7.19 ~ 令和 8. 7.18	
委員	細田 耕治	1期目 令和 4. 4. 1 ~ 令和 5. 7.22 2期目 令和 5. 7.23 ~ 令和 9. 7.22	

2 事務局職員

職名	氏名	就任年月日	
事務局 長	山本 雅美	令和5年4月1日	
次長 (兼給与課長)	灘尾 幸三	令和6年4月1日	
任用課	課長	尾田 聡子	平成31年4月1日
	係長	米田 康孝	令和3年4月1日
	係長	淺田 瑞生	令和6年4月1日
	主事	玉手 満太郎	令和6年4月1日
	主事	上田 歌梨	令和5年4月1日
	主事	深田 莉子	令和6年4月1日
	会計年度任用職員	豊口 喜代美	令和6年4月1日
給与課	(課長)	灘尾 幸三	令和6年4月1日
	係長	山口 玲夏	令和3年4月1日
	係長	河崎 卓哉	令和5年4月1日
	主事	小谷 健太	令和4年4月1日
	主事	蓮佛 藍子	令和6年4月1日

(参考) 転出職員

職名	氏名	転出年月日	転出先
次長 (兼給与課長)	前田 俊和	令和6年4月1日	知事部局 健康医療局医療政策 課医療人材確保室長
給与課 主事	竹茂 美緒	令和6年4月1日	知事部局 道路局道路企画課主 事
任用課 主事	依藤 悠加	令和6年4月1日	知事部局 観光交流局観光戦略 課主事